

令和5年

第3回市議会臨時会 報告第2号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、訴えの提起を令和5年10月30日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和5年11月15日提出

函館市長 大 泉 潤

- 1 被告 住所 * * * * *
 - 氏名 * * * * * (債務者)
 - 2 請求額 1, 245, 000円
 - 3 申立費用 7, 983円
 - 4 支払督促申立日 令和5年2月6日 (※)
 - 5 督促異議の申立日 令和5年10月18日
 - 6 訴えの提起の専決処分の日 令和5年10月30日
- ※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。